

第4章 共通統計



江津湖空撮写真

I 災害に強い上下水道の確立

1 (水道)災害対策用貯水施設

施設名	貯水量 (m3)	緊急遮断弁		備考	
		出側	入側		
1 一本木水源地(調整池)	350	○			
2 八景水谷水源地(調整池)	500	○			
3 立田山配水池	12,600	○			
4 健軍配水場(配水池)	12,000	○	○	備品倉庫あり	
5 高遊原配水池	11,000	○			
6 小山西配水池	1,400	○			
7 池上水源地(調整池)	500	○			
8 城山水源地(調整池)	500	○			
9 川尻水源地(配水池)	4,000		○		
10 岩倉山配水池	3,200	○			
11 改寄配水場(配水池)	1,250	○			
12 西梶尾配水場(配水池)	500	○			
13 貢水源地(調整池)	250	○			
14 和泉配水池	4,400	○			
15 徳王配水池	2,600	○			
16 川床配水池	250	○			
17 天明配水場(配水池)	1,300	○		電動弁切替方式	
18 上松尾第2加圧所(調整池)	250	○			
19 平山配水池	400	○			
20 戸島配水場(調整池)	3,000	○			
21 岳加圧所	150			地震計により送水ポンプを停止させ対応	
22 白浜配水池	150	○			
23 島崎配水池	800	○			
平成25年度	23 箇所	61,350	-	-	-
平成24年度	23 箇所	60,350	-	-	-
平成23年度	23 箇所	60,350	-	-	-
平成22年度	23 箇所	60,350	-	-	-
平成21年度	22 箇所	59,550	-	-	-

2 (水道)非常用発電・予備電力施設

施設名	発電機				2回線受電		
	出力 PS	容量			種別	常用	予備
		KVA	KW	台数			
1 麻生田(送)	950	750	600	1			
2 麻生田 3	300	250	200	1			
3 麻生田 4	300	250	200	1			
4 一本木	610	500	400	1			
5 八景水谷	680	625	500	1			
6 健軍	3,620	3,000	2,400	1	特高(66kV)	広崎神水線1号線	広崎神水線2号線
7 秋田					特高(22kV)	西部線	(1回線受電)
8 沼山津	3,300	2,500	2,000	1			
9 託麻					予乙	弓削SS-戸島線	益城SS-北線
10 託麻 4	405	300	240	1			
11 託麻 6	242	200	160	1			
12 戸島	1,490	1,250	1,000	1	高圧	九州電力線	東部環境工場線
13 川尻	540	450	360	1			
14 池上					予乙	春日SS-池上線	日吉SS-田崎線
15 城山	260	200	160	1			
16 改寄	365	300	240	1			
17 改寄 2	63	50	40	1			
18 貢	320	250	200	1			
19 岳	136	125	100	1			
20 天明	256	200	160	1			
21 上松尾1加圧	240	200	160	1			
22 上松尾2加圧	240	200	160	1			
23 舞原水源地	107	90	72	1			
24 舞原配水場	107	90	72	1			
25 一木配水場・第1水源地		200	160	1			
26 一木第3水源地		65	52	1			
27 山本第1水源地		40	32	1			
28 山本第2水源地		150	120	1			
29 山本配水場		150	120	1			
30 木留送水場・第1水源地		150	120	1			
31 富原加圧所		65	52	1			

※庄口水源地は健軍水源地発電機により運用可能。

災害対策
水循環環境配慮
広報
水道使用料金
組織・機構
水工業用

3 (水道)耐震性貯水槽

施設名	貯水量 (m3)	所管
1 楠中央公園	100	消防局
2 錦ヶ丘公園	100	東部土木センター
3 渡鹿公園	100	東部土木センター
4 秋津中央公園	100	消防局
5 蓮台寺公園	100	西部土木センター
6 八王寺中央公園	100	東部土木センター
7 白川公園	100	消防局
8 平成中央公園	100	西部土木センター
9 池上中央公園	60	西部土木センター
平成25年度	9箇所	860
平成24年度	9箇所	860
平成23年度	9箇所	860
平成22年度	9箇所	860
平成21年度	9箇所	860

※上下水道局は、消防局、公園管理部局より委託を受け点検を行っている。

4 (水道)応急給水設備

平成25年度					平成24年度	平成23年度
名称	形状	数量	計	合計		
給水タンク	アルミタンク容量1,000 ^{リットル}	17個	17,000 ^{リットル}	298,200 ^{リットル}	17,000 ^{リットル}	17,000 ^{リットル}
	折りたたみ式タンク容量1,000 ^{リットル}	2個	2,000 ^{リットル}		2,000 ^{リットル}	
	ポリタンク容量20 ^{リットル}	335個	6,700 ^{リットル}		6,700 ^{リットル}	10,000 ^{リットル}
給水車	積載容量2,000 ^{リットル}	4台	9,700 ^{リットル}		9,700 ^{リットル}	9,700 ^{リットル}
	積載容量1,700 ^{リットル}	1台				
非常用水袋	容量6 ^{リットル}	43,800袋	262,800 ^{リットル}		262,800 ^{リットル}	263,520 ^{リットル}
応急給水装置	A型 SUS製 40A 給水栓 4個付×2基	4組	48セット		4組	4組
	B型 SS製 40A 給水栓 2個付×3基	4組			4組	4組
	C型 SUS製 65A 給水栓 4個付×2基	9組			9組	9組
	C型 SUS製 65A 給水栓 3個付×2基	11組			11組	11組
	D型 VP製 20A 給水栓 2個付	2個			2個	2個
	T型 消火栓直結型 給水栓 2個付	18本			18本	18本
緊急作業車	1.25トン積みトラック	3台	3台		3台	3台

5 (水道)給水拠点密度

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
①給水拠点	箇所	32	32	32	32	31
②給水区域面積	km ²	323.49	323.36	323.36	279.04	※1 234.70
③給水拠点密度(=①/②)	箇所/100km ²	9.9	9.9	9.9	11.5	13.2

※1 旧市内+富合町(城南町・植木町は除く)



応急給水塔



折りたたみ式タンク

6 (水道)配水池耐震施設率

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
①耐震化容量	m ³	195,598	192,598	192,598	174,598	173,678
②総容量	m ³	211,171	208,171	208,419	208,684	209,549
③配水池耐震施設率(=①/②)	%	92.6	92.5	92.4	83.7	82.9

※富合町、城南町、植木町を除く

7 (水道)浄水施設耐震率

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
①耐震化能力	m ³	284,900	284,900	284,900	284,900	277,600
②総能力	m ³	301,300	301,300	301,300	301,300	304,525
③浄水施設耐震率(=①/②)	%	94.6	94.6	94.6	94.6	91.2

※富合町、城南町、植木町を除く

8 (水道)ポンプ所耐震施設率

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
①耐震化されたポンプ所能力	m ³	542,300	542,300	542,300	527,700	410,500
②全ポンプ所能力	m ³	694,500	694,500	694,500	694,500	643,900
③ポンプ所耐震施設率(=①/②)	%	78.1	78.1	78.1	76.0	63.8

※富合町、城南町、植木町を除く

9 (水道)耐震適合性のある基幹管路の割合

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
①耐震性能を有する基幹管路	m	213,039	189,230	186,562	185,317	183,001
②基幹管路延長	m	290,039	277,313	275,503	274,851	272,858
③耐震適合性のある基幹管路の割合(=①/②)	%	73.5	68.2	67.7	67.4	67.1

※平成21～平成24年度は富合町、城南町、植木町を除く

10 (水道)水道管路の耐震化率

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
①耐震管延長	m	664,488	472,143	437,369	406,375	378,037
②管路延長	m	3,309,719	2,841,506	2,841,413	2,804,776	2,872,915
③水道管路の耐震化率(=①/②)	%	20.1	16.6	15.4	14.5	13.2

※平成21～平成24年度は富合町、城南町、植木町を除く

11 (下水道)下水道ポンプ場及び浄化センターの耐震化率

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度
①耐震化済施設数	箇所	41	33	4
②施設数	箇所	196	190	42
③耐震化率(=①/②)	%	20.9	17.4	9.5

12 (下水道)下水道管きよの耐震化率

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度
①耐震管延長	km	790.9	747.1	705.9
②管路延長	km	2,511.5	2,467.7	2,426.5
③下水道管きよの耐震化率(=①/②)	%	31.5	30.3	29.1

13 (下水道)浸水対策における重点6地区の対策率

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度
①重点6地区の改善排水面積	ha	9.5	9.5	9.5
②重点6地区の総排水面積	ha	1,129.5	1,129.5	1,129.5
③重点6地区の対策率(=①/②)	%	0.8	0.8	0.8

(参考)重点6地区一覧

排水区名	主な地名
加勢川第6排水区	若葉・秋津新町・東町
井芹川第9排水区	花園3丁目
井芹川第8・第10排水区	上熊本
加勢川第5排水区	出水・国府
坪井川第3排水区	高橋・城山大塘
鶯川第2排水区	桜木・花立



雨水貯留管

II 「地下水都市くまもと」の水循環・水循環の保全

1 白川中流域水田を活用した地下水かん養事業

水道水源である地下水を保全するために、また、熊本市地下水保全条例や熊本県地下水保全条例上の地下水大規模採取者としての責務を果たすため、平成16年5月17日に熊本市長と締結した「白川中流域水田を活用した地下水かん養事業に関する協定書」に基づき、熊本市長が実施する白川中流域水田を活用した地下水かん養事業に参画し、事業に必要な経費の一部を負担している。

年度	湛水のべ面積 (ha・月)	推定 かん養量 (万m3)	うち 水道事業 会計寄与	助成金	水田湛水 助成金 (千円)	事務 助成金 (千円)	うち水道事業 会計負担金 (千円)
				(千円) ※一般会計			
平成25年度	491	1,473	662.9	50,906	45,806	5,100	22,907
平成24年度	419	1,258	566.1	46,764	42,054	4,710	21,043
平成23年度	559	1,678	671.3	54,695	49,595	5,100	21,878
平成22年度	476	1,428	571.2	47,481	42,771	4,710	18,992
平成21年度	486	1,458	583.2	47,615	42,905	4,710	19,045
平成20年度	472	1,416	566.4	46,358	41,648	4,710	16,659
平成19年度	402	1,206	482.4	40,840	36,130	4,710	14,000
平成18年度	326	978	391.2	33,941	29,671	4,270	12,000
平成17年度	251	753	301.2	29,228	24,958	4,270	10,000
平成16年度	255	765	306.0	27,050	22,780	4,270	10,000

2 水道水をおいしいと感じる市民の割合

(%)

		平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
水道水をおいしいと感じる市民の割合		82.7	81.9	81.4	79.3	82.8
年代別	20～24歳	84.2	82.8	86.9	76.7	79.0
	25～29歳	80.4	75.7	77.1	71.5	
	30～34歳	75.7	78.0	70.6	64.4	75.1
	35～39歳	70.3	75.6	69.3	69.4	
	40～44歳	84.0	80.1	82.2	76.1	79.9
	45～49歳	84.6	77.4	83.3	77.5	
	50～54歳	81.9	79.8	80.5	79.5	82.4
	55～59歳	78.5	82.7	86.7	82.4	
	60～64歳	81.4	83.1	83.9	83.0	85.2
	65～69歳	83.2	82.6	85.9	83.3	
	70～74歳	88.1	87.0	85.8	89.4	90.9
75～79歳	90.7	87.0	88.6	89.0		
80歳以上	91.2	91.2	86.8	84.3	89.5	
家族構成別	独り住まい	79.6	80.7	79.4	78.9	76.6
	夫婦二人住まい	85.3	83.6	84.8	82.0	87.2
	夫婦に子どものみ	81.4	81.7	80.5	77.9	81.1
	三世帯同居	84.6	81.2	84.3	81.9	85.8
	その他	82.5	81.8	84.0	77.7	82.1
居住年数別	5年未満	67.3	66.1	63.7	59.5	62.8
	5～10年未満	70.5	70.1	72.7	67.6	74.6
	10～20年未満	82.1	78.0	78.2	75.2	78.9
	20～30年未満	81.7	82.7	83.3	79.5	83.1
	30年以上	86.6	86.3	86.7	85.5	87.2
地区別	北区(H21までは北部地区)	79.6	80.1	80.4	76.2	83.6
	西区(H21までは西部地区)	86.0	84.3	85.9	81.9	85.4
	中央区(H21までは中央地区)	85.4	83.4	84.4	81.6	83.2
	東区(H21までは東部地区)	85.3	85.7	83.6	81.5	84.0
	南区(H21までは南部地区)	76.9	74.6	76.9	74.3	78.5

※出典「熊本市第6次総合計画」市民アンケートの結果からの抜粋。

※平成21年度から富合町を、平成22年度から城南町・植木町を含む。地区別の「区」と「地区」は完全には一致しない。

3 直結給水率

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
①直結給水件数	件	245,051	241,274	237,124	233,799	231,556
②給水件数	件	322,449	318,719	315,231	312,288	304,158
直結給水率(=①/②)	%	76.0	75.7	75.2	74.9	76.1

※平成20年度からは富合町を含む、平成22年度からは、城南町・植木町を含む

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

4 下水処理水の再利用

農業用水としての処理水の再利用

熊本市の南西部、白川と坪井川の間には挟まれた石塘堰樋土地改良区(対象水田面積225ha)では河川流量の減少や河川改修等による取水性の悪化から度々干ばつ被害に悩まされ、慢性的な水不足が生じていた。そこで安定した農業用水確保策として処理水再利用の要請があり、昭和51年度から処理場内の試験田において6年間、さらに現地で3年間の実証試験を経て昭和60年から中部浄化センターの処理水を農業用水として供給している。



浄化センターでの処理水の再利用

浄化センター内での使用水量を抑えるため、砂ろ過した後、場内の様々な場所において処理水の再利用を進めている。今後、よりいっそうの再利用に努めていく。

(m3/年)

年度	農業用水	浄化センター	中部 浄化センター	東部 浄化センター	南部 浄化センター	西部 浄化センター	城南町 浄化センター	合計
平成25年度	2,999,816	2,028,631	1,245,365	577,361	57,648	133,928	14,329	5,028,447
平成24年度	5,838,277	2,400,913	1,248,402	933,052	85,654	125,542	8,263	8,239,190
平成23年度	10,794,501	2,960,759	1,752,131	982,122	86,358	129,119	11,029	13,755,260
平成22年度	11,241,050	4,088,025	2,413,535	1,433,219	105,132	121,595	14,544	15,329,075
平成21年度	8,803,973	3,993,909	2,022,901	1,721,666	121,482	111,903	15,957	12,797,882
平成20年度	11,861,587	5,635,681	2,159,647	3,171,945	174,554	129,535	-	17,497,268
平成19年度	9,506,876	7,429,611	1,809,411	5,252,213	252,956	115,031	-	16,936,487
平成18年度	7,491,442	7,245,635	1,775,621	5,056,164	309,542	104,308	-	14,737,077
平成17年度	7,475,730	7,337,809	1,764,195	5,042,488	410,205	120,921	-	14,813,539
平成16年度	7,651,902	6,574,233	1,735,165	4,359,865	354,672	124,531	-	14,226,135
平成15年度	11,071,443	6,444,634	1,766,103	4,206,716	336,063	135,752	-	17,516,077
平成14年度	9,276,039	7,513,164	2,186,447	4,867,225	373,365	86,127	-	16,789,203
平成13年度	8,527,540	6,773,188	2,189,305	4,232,568	351,315	-	-	15,300,728

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
処理水利用量	m3	5,028,447	8,239,190	13,755,260	15,329,075	12,797,882
総処理水量	m3	77,260,777	78,127,112	79,968,322	77,673,525	73,825,607
再生水の使用率	%	6.5	10.5	17.2	19.7	17.3

※再生水の使用率=処理水利用量/総処理水量

※総処理水量は、市浄化センターの処理水量

5 汚水処理率

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
①行政区域内人口(住民基本台帳)	人	732,877	731,815	725,005	724,773	723,707
②下水道処理人口	人	643,344	632,110	624,882	617,586	599,487
③農業集落排水施設等整備済人口	人	4,450	4,450	4,471	4,397	4,445
④合併処理浄化槽設置済人口	人	47,203	46,843	46,585	45,244	44,772
⑤コミュニティプラント設置済人口	人	0	0	0	0	0
⑥汚水処理人口(=②+③+④+⑤)	人	694,997	683,403	675,938	667,227	648,704
⑦汚水処理率(=⑥/①)	%	94.8	93.4	93.2	92.1	89.6

※住民基本台帳人口により算出(平成23年度までは、外国人登録数は含まない)

6 合流式下水道改善率

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
①合流式下水道改善面積	ha	573.3	169.5	169.5	51.9
a)うち緊急改善面積	ha	573.3	169.5	—	—
②合流式下水道面積	ha	862.0	862.0	862.0	862.0
b)うち緊急改善予定面積※	ha	573.3	573.3	—	—
③合流式下水道改善率(=①/②)	%	66.5	19.7	19.7	6.0
c)合流式下水道緊急改善率(=a/b)	%	100.0	29.6	—	—

※緊急改善を行うために、平成21年6月に国から同意を得た面積

7 高度処理人口普及率

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度
①高度処理を実施している人口	人	0	0	0
②行政区域内人口	人	732,877	731,815	725,005
③高度処理人口普及率(=①/②)	%	0.0	0.0	0.0

8 甦る水100選（甦れ江津湖クリーン作戦）

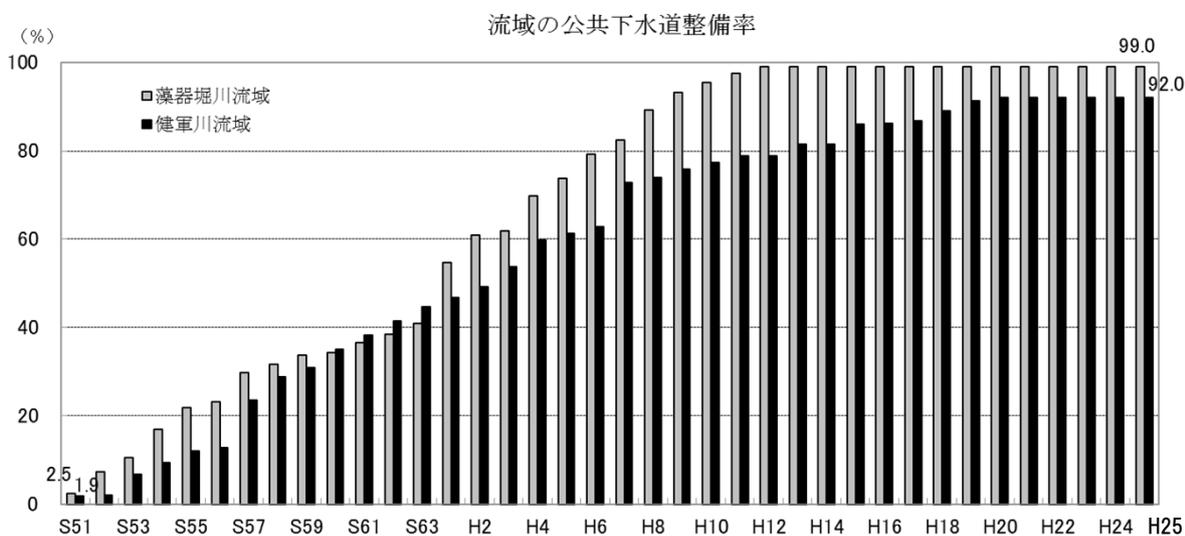
江津湖は、熊本市の東南部に位置する湧水池で、市民の憩いの場として古くから愛されており、上江津湖と下江津湖の2つの部分からなる湖である。また、水や緑の景観を活かし、親水機能をあわせ持った公園である。江津湖の主な流入河川として藻器堀川、健軍川がある。この2つの都市河川の流域は、昭和28年白川大洪水以降急速に宅地開発が行われた地域であり、宅地開発と下水道整備の不均衡のため一時的にその水質汚濁が問題となった。

そこで、市は、官民一体となつての「江津湖クリーン作戦」を展開した。下水道では、江津湖流域の整備を重点的に行うため、モデル事業の採択を受け、昭和61年から平成2年までに500ha以上の整備を短期間で行った。その結果、着実に水質の浄化が進み、両河川の江津湖流入の最下流点において良好な水質に改善されている。

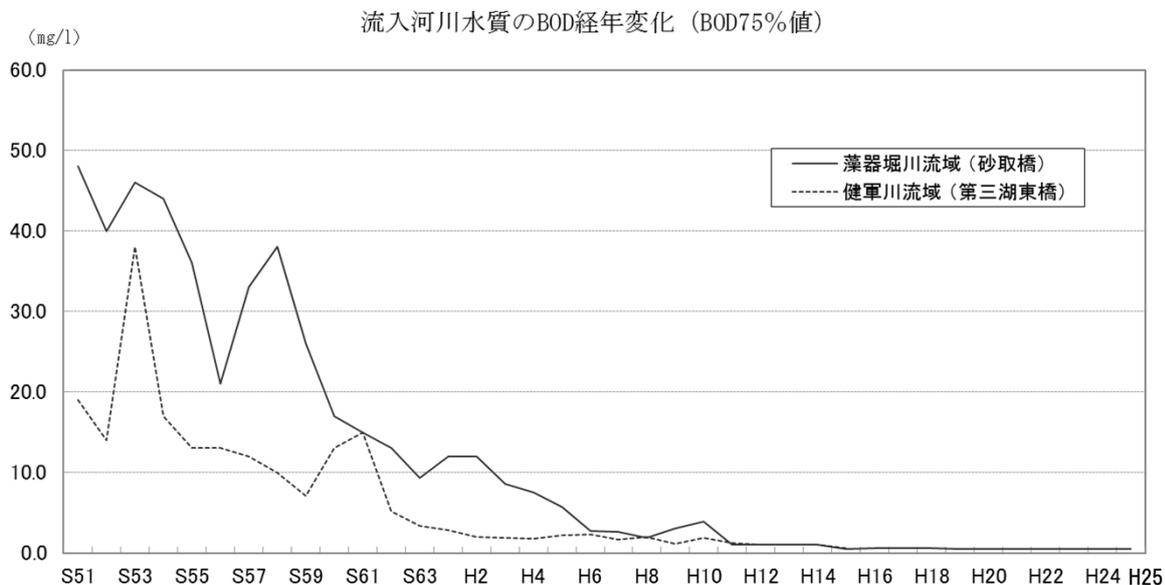
こうした取組みが評価され、平成12年9月に建設大臣賞（当時）「甦る水100選」に選ばれ受賞した。



受賞記念モニュメント



* 流域面積比によって計算された。平成7年度に流域の見直しが行われ、藻器堀川流域の一部が健軍川流域となった。



Ⅲ 環境負荷低減策の推進

1 エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

(t-CO₂)

工場等に係る事業の名称	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
上下水道局全体	49,868	43,945	33,452	32,606	33,008
上水道事業	28,297	23,818	17,894	17,202	17,146
下水道事業(下水道処理施設維持管理事業)	20,782	19,473	15,130	14,935	15,290
管理事業を行う本社等	787	652	427	464	566

2 配水量1m³あたり二酸化炭素排出量

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
①水道事業に係る二酸化炭素排出量	t-CO ₂	28,297	23,818	17,894	17,202	17,146
②配水量	m ³	80,541,922	79,959,052	80,100,709	80,445,658	79,118,385
③配水量1m ³ あたり二酸化炭素排出量	g-CO ₂ /m ³	351	298	223	214	217

※単位に注意 ①/②×10⁶

3 処理人口1人あたり温室効果ガス排出量

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
①下水道事業に係る温室効果ガス排出量	t-CO ₂	24,675	26,710	22,797	22,414	22,667
②処理区域内人口	人	643,344	633,038	628,728	620,130	602,566
③処理人口1人あたり温室効果ガス排出量	kg-CO ₂ /人	38.4	42.2	36.3	36.1	37.6
④総処理水量(市営浄化センターのみ)	m ³	77,260,777	78,127,112	79,968,322	77,673,525	73,825,607
⑤処理水量1m ³ あたり温室効果ガス排出量	g-CO ₂ /m ³	319	342	285	289	307

※単位に注意 ③=①/②×10³ ⑤=①/④×10⁶

※エネルギー使用に伴う排出量だけでなく、汚泥の焼却等により生じる排出量も含む。

4 水道施設における自然エネルギー発電量

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
水道施設における自然エネルギー発電量	kwh	84,312	69,877	68,090	29,313
設置箇所数	箇所	4	3	3	3

※設置箇所は、(太陽光発電)上下水道局別館・八景水谷送水場・亀井送水場・熊本市水の科学館



上下水道局別館



八景水谷送水場



亀井送水場



熊本市水の科学館(平成25年4月稼動)

災
害
対
策

水
循
環
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

5 汚泥の有効利用

	単位	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
①汚泥発生量	t	30,476	30,417	29,864	29,219	28,347
②セメント化	t	8,844	4,943	4,492	4,516	4,860
③コンポスト化(堆肥)	t	6,371	4,724	4,841	4,507	2,969
④固形燃料化 ()内の数値は試運転	t	15,261	(1,843)	-	-	-
⑤汚泥の有効利用量(=②+③+④)	t	30,476	9,667	9,333	9,023	7,829
汚泥の有効利用率(=⑤/①)	%	100.0	31.8	31.3	30.9	27.6

※平成20年8月よりセメント化を、平成21年4月からコンポスト化を実施。

※温室効果ガス削減のため、汚泥固形燃料化施設を南部浄化センター内に建設。

(平成24年度の固形燃料化は試運転のため、有効利用に含めない。)

※平成25年4月から南部浄化センター内において、汚泥固形燃料化施設(50t/日)の運転を開始し、セメント化、コンポスト化と合わせ有効利用率(汚泥リサイクル率)100%を達成した。



固形燃料化施設

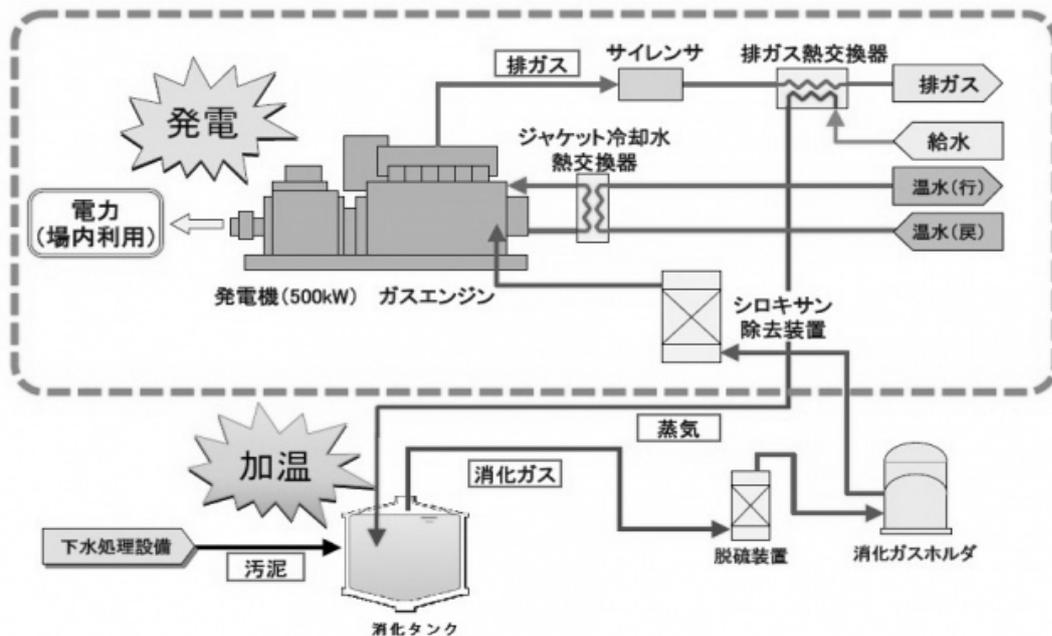


燃料化物(炭化固形物)

6 下水汚泥消化ガス発電

消化ガスとは、下水処理で発生した汚泥が消化槽の中で微生物により分解されるときに発生するメタンとCO₂を含んだ可燃性ガスのことです。

熊本市の浄化センターでは、消化ガスを消化タンクの加温や給湯などに使用していますが、処理場経費のさらなる削減と温室効果ガス排出削減を目指し、平成25年4月から、中部浄化センター内において消化ガスを利用した発電を開始しました。



消化ガス発電のしくみ

IV お客さまを真ん中にした事業運営

1 上下水道施設見学者数

(単位:人)

	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
水道施設の見学者数	2,880	3,478	3,382	3,569	3,325
下水道施設の見学者数	1,623	1,670	904	462	706
水の科学館来館者数	112,480	126,888	78,293	97,192	95,446
合計	116,983	132,036	82,579	101,223	99,477

※水道施設見学者数:水道の普及啓発に係る施設見学等

※下水道施設見学者数:下水道の普及啓発に係る施設見学等

※水の科学館来館者数:水の科学館への来館者数(平成23年度はリニューアル工事に伴う休館期間あり)

2 出前講座等参加者数

(単位:人)

	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
水道学習教室	1,919	1,398	1,440	680	517
下水道教室	918	1,199	2,649	2,484	2,341
合計	2,837	2,597	4,089	3,164	2,858

3 ホームページ閲覧数

	単位	平成25年度	平成24年度
ホームページ閲覧者数	人	98,206	67,491
ホームページ閲覧数	件	475,209	462,498

※閲覧者数は、各月の閲覧者数の合計

The screenshot shows the official website of the Kumamoto City Waterworks and Sewerage Bureau. The header includes the organization's name in Japanese and English, along with language options and a search bar. The main navigation menu lists various services. The content area is divided into several sections: 'Customer Information' (お客さまへ) with links to guides and water quality; 'Business Information' (事業者さまへ) for service providers; 'Kids Corner' (キッズコーナー) for children; and 'Emergency Information' (緊急情報) which currently shows no active alerts. A sidebar on the right contains links for 'Usage Start/Stop Procedures', 'Water Trouble Attention', and 'Water Week' (水道週間).

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
用

4 アンケート回答者数

(単位:人、%)

	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
水道の普及啓発に伴うアンケート(人)	1,099	1,983	1,667	1,165	1,441
下水道の普及啓発に伴うアンケート(人)	67	74	30	59	62
水の科学館でのアンケート(人)	307	492	244	520	517
上下水道に関するアンケート(人)	1,268	1,132	795	486	-
上下水道局の経営が効率的かつ効果的に運営されていると感じる市民の割合(%)※	18.9	21.8	-	-	-
上下水道局の情報提供に満足している市民の割合(%)※	27.2	36.6	-	-	-
上下水道局を信頼できると感じている市民の割合(%)※	50.1	55.7	-	-	-
合計(人)	2,741	3,681	2,736	2,230	2,020

※各設問について、「とても感じる」または「やや感じる」と回答した人の合計を示す

5 パンフレット等の作成状況

(単位:部)

	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
上下水道局だより	916,000	916,500	917,000	916,500	1,188,000
上下水道のしおり※H22までは水道のしおり	4,000	3,000	3,000	3,000	4,000
熊本市水の科学館			30,000		
熊本市の水道	4,000	1,300		1,000	3,000
わたしたちの水道	5,000		5,000	5,000	
わたしたちの水道(八景水谷水源地)	2,000			2,000	
健軍水源地の概要	2,000		2,000		2,000
熊本市の下水道	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
下水道の役割としくみ※H22までは下水道のしおり	2,000	2,000	2,000	4,000	800
くらしと下水道	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
つないで、使って!下水道	2,000	2,000	2,000		
熊本の水道水			2,000		

V 検針・水道料金・下水道使用料

1 検針状況

区分 年度・月	人員	検針件数 (件)	完全検針件数 (件)	事故件数内訳(件)						検針率	一人 一日 平均 件数 (件)	一人 一月 平均 件数 (件)
				積荷	留守	埋り	位置不明	その他	計			
25年度	953	1,802,520	1,802,195	36	158	7	2	122	325	99.98%	189	1,891
25年4月	78	148,967	148,939	1	12	1		14	28	99.98%	199	1,910
5月	79	149,693	149,669		16	1		7	24	99.98%	180	1,895
6月	80	149,526	149,486	2	11	1	1	25	40	99.97%	195	1,869
7月	80	150,059	150,022	3	20			14	37	99.98%	180	1,876
8月	79	149,769	149,728	7	13	2		19	41	99.97%	195	1,896
9月	79	150,342	150,312		20			10	30	99.98%	179	1,903
10月	78	149,835	149,810	4	11		1	9	25	99.98%	199	1,921
11月	80	150,753	150,732	1	14			6	21	99.99%	182	1,884
12月	80	150,235	150,215	4	10	1		5	20	99.99%	201	1,878
26年1月	80	151,030	151,013	6	7			4	17	99.99%	186	1,888
2月	80	150,634	150,614	3	13	1		3	20	99.99%	199	1,883
3月	80	151,677	151,655	5	11			6	22	99.99%	181	1,896
24年度	983	1,778,342	1,777,986	12	146	9	6	183	356	99.98%	182	1,809
23年度	1,003	1,757,914	1,757,657	27	124	10	10	86	257	99.99%	177	1,753
22年度	1,004	1,741,705	1,741,445	21	131	1	7	100	260	99.99%	173	1,735
21年度	973	1,692,042	1,691,896	23	55	5	6	57	146	99.99%	154	1,739

2 水道料金累積収納状況

年度	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
25年度	3,397,342	12,502,030,222	2,897,171	10,775,729,544	85.28	86.19
24年度	3,353,463	12,518,093,672	3,345,477	12,494,907,651	99.76	99.81
23年度	3,314,297	12,597,460,125	3,307,233	12,579,611,833	99.79	99.86
22年度	3,280,250	12,696,950,388	3,272,693	12,678,384,014	99.77	99.85
21年度	3,192,659	12,566,223,177	3,185,757	12,548,932,674	99.78	99.86

*平成25年度の収納額は、平成26年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月に、西地区3月検針調定分は、4月と5月に収納される。

*調定額は、洗管水道料金等を含む。「4 収納方法別調定件数」の合計は、毎月の請求処理日時点(洗管水道料金等含まない)の統計のため一致しない。

3 下水道使用料累積収納状況

年度	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
25年度	3,078,674	11,105,132,102	2,630,179	9,584,738,141	85.43	86.31
24年度	3,021,104	11,059,696,977	3,010,694	11,010,659,744	99.66	99.56
23年度	2,964,119	11,108,311,391	2,953,713	11,057,281,187	99.65	99.54
22年度	2,909,428	11,159,059,182	2,898,466	11,107,108,682	99.62	99.53
21年度	2,824,371	11,103,674,665	2,814,786	11,051,077,451	99.66	99.53

*平成25年度の収納額は、平成26年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月に、西地区3月検針調定分は、4月と5月に収納される。

4 水道料金収納方法別調定件数

年度	口座制		納付制		合計
	件数(件)	%	件数(件)	%	件数(件)
25年度	2,688,199	81.06	628,202	18.94	3,316,401
24年度	2,670,228	81.48	607,030	18.52	3,277,258
23年度	2,644,860	81.65	594,600	18.35	3,239,460
22年度	2,621,487	82.01	574,993	17.99	3,196,480
21年度	2,573,384	82.66	539,830	17.34	3,113,214

5 水道料金改定の変遷

実施年月日		T13. 10. 1	S2. 5. 1		S18. 7. 1	S21. 4. 1
区分						
家事用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月12m ³ 以下 96銭	基本料金	10 m ³ 以下 1円	統 合 最低料金制を 廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 6.8銭	100m ³ 以下 1m ³ 8銭 101m ³ 以上 1m ³ 6.4銭	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	
営業用水	最低料金	月12m ³ 以下 1円2銭	月40m ³ 以下 2円80銭	基本料金	40 m ³ 以下 3円60銭	使用料 1m ³ に付 20銭
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 8.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 6.8銭	200m ³ 以下 1m ³ 7銭 201m ³ 以上 1m ³ 5.6銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
自動車用水	最低料金	月12m ³ 以下 78銭	月500m ³ 以下 32円50銭	基本料金	500 m ³ 以下 45円	
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 6.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 5.2銭	500m ³ 以下 1m ³ 6.5銭 501m ³ 以上 1m ³ 5.2銭	超過料金	1 m ³ に付 9 銭	
湯屋用水	最低料金	月12m ³ 以下 54銭	月200m ³ 以下 9円	基本料金	200 m ³ 以下 12円	最低料金制を廃止
	超過料金	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭	200m ³ 以下 1m ³ 4.5銭 201m ³ 以上 1m ³ 3.6銭	超過料金	1 m ³ に付 6 銭	1m ³ に付 12銭
一時用水	1m ³ に付	16銭	左 同	1m ³ に付	20 銭	40銭
娯楽用水	1m ³ に付	28銭	〃	1m ³ に付	35 銭	70銭
共用 (公設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 39銭	〃	基本料金	6.5 m ³ 以下 48 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 6銭	〃	超過料金	1 m ³ に付 8 銭	1m ³ に付 16銭
共用 (私設)	最低料金	月6.5m ³ 以下 52銭	〃	基本料金	6.5 m ³ 以下 60 銭	廃 止
	超過料金	6.5m ³ を超える 1m ³ 8銭	〃	超過料金	1 m ³ に付 10 銭	1m ³ に付 20銭
水道料金納付方法		年4期納付制	左 同	納付方法	昭和10年度より月納 集金制に改正	昭和19年度より 年6期集金制に 改正
備 考			家事用水のみ 値下げ	備 考		最低料金制を 廃止し給水栓 1個に付20 銭を徴収

※ 制定当時は、計量制と定額制の2本立であり、定額制は1戸5人までは1カ月1円、1人増す毎に15銭、
支栓1個増す毎に20銭、浴槽1個30銭。

S22. 3. 1	S22. 6. 1	S22. 11. 1	S23. 10. 1	S25. 2. 1	S26. 12. 1	S28. 6. 1	S33. 4. 1	S38. 11. 1
1 m ³ に付 50 銭	1 m ³ に付 1 円 20 銭	1 m ³ に付 3 円 60 銭	1 m ³ に付 7 円	基本水量 8 m ³ 基本料金 80 円 超過料金 1 m ³ 10 円	8 m ³ 96 円 1 m ³ 13 円	8 m ³ 120 円 1 m ³ 17 円	8 m ³ 180 円 1 m ³ 22 円	8 m ³ 240 円 1 m ³ 32 円
—	—	—	—	基本水量150 m ³ 基本料金975 円	150 m ³ 1,170 円	150 m ³ 1,460 円	150 m ³ 1,500 円	150 m ³ 2,000 円
1 m ³ に付 30 銭	1 m ³ に付 72 銭	1 m ³ に付 2 円 20 銭	1 m ³ に付 4 円 50 銭	超過料金1 m ³ 6 円 50 銭	1 m ³ 8 円 50 銭	1 m ³ 11 円	1 m ³ 11 円	1 m ³ 15 円
1 円	2 円 20 銭	7 円 20 銭	14 円 50 銭	20 円	25 円	30 円	40 円	55 円
1 円 75 銭	4 円 20 銭	12 円	24 円	40 円	50 円	60 円	80 円	廃止
—	—	—	—	基本水量6 m ³ 基本料金48 円	6 m ³ 55 円	6 m ³ 70 円	統合 基本水量 6 m ³ 基本料金 90 円	6 m ³ 120 円
1 m ³ に付 40 銭	1 m ³ に付 96 銭	1 m ³ に付 3 円	1 m ³ に付 6 円	超過料金1 m ³ 8 円	1 m ³ 10 円	1 m ³ 13 円	超過料金 1 m ³ 16 円	1 m ³ 22 円
—	—	—	—	基本水量6 m ³ 基本料金60 円	6 m ³ 72 円	6 m ³ 90 円	1 m ³ 16 円	1 m ³ 22 円
1 m ³ に付 50 銭	1 m ³ に付 1 円 20 銭	1 m ³ に付 3 円 60 銭	1 m ³ に付 7 円	超過料金1 m ³ 10 円	1 m ³ 13 円	1 m ³ 17 円	—	—
左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	毎月集金 制に改正	左 同	左 同
給水栓 1 個に付50 銭	左 同1 円	左 同1 円	左 同2 円	左 同 2 円 基本料金制を実施	取付水栓料 廃止	—	改定率平均 26.20%	改定率平均 41.30%

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

災害対策
水循環
環境配慮
広報
下水道料金
組織・機構
水工業道用

実施年月日	昭和48年4月1日				昭和51年1月1日				
	区分 口径別	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)		基本料金	従量料金 (1m ³ につき)			
			第一段	第二段		第一段	第二段	第三段	第四段
一般用	13mm				8m ³ 以下 360円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 58円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 65円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 73円	41m ³ 以上 83円
	20mm	8m ³ 以下 280円	9m ³ 以上 30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円					
	25mm				8m ³ 以下 380円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 60円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 68円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 77円	41m ³ 以上 88円
	40mm	1,000円			1,400円				
	50mm	1,500円			2,100円				
	75mm	3,000円	30m ³ 以下 40円	31m ³ 以上 41円	4,200円	20m ³ 以下 68円	21m ³ 以上 50m ³ 以下 78円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 89円	101m ³ 以上 101円
	100mm	5,000円			7,000円				
	150mm	10,000円			14,000円				
浴場営業用	150m ³ 以下 2,000円		151m ³ 以上 15円	150m ³ 以下 2,600円			151m ³ 以上 20円		
共用給水装置	1戸につき 6m ³ 以下 120円		7m ³ 以上 22円	1戸につき 6m ³ 以下 150円		基本水量を超える水量		30円	
一時用	1m ³ につき 95円			1m ³ につき 200円					
私設消火栓	口径50mm未満・演習20分以内 1個1回につき300円 口径50mm以上・演習20分以内 1個1回につき600円			左 同					
連合専用給水装置	1戸につき、一般用の料金を適用する。			左 同					
備考	用途別料金体系を廃止、口径別料金体系を採用、浴場営業用、一時用、共用栓については、用途別を存置し料金を据置。 一般用料金は、従量制を設定 逡増料金方式を採用。 前受料金制を廃止。			口径区分を現行の6区分を7区分（13mmを独立）に改定、従量料金も2段階を4段階とし、逡増方式を強化。					
料金徴収方法	集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月。（昭和39.8採用）			左 同					
改定率	総合平均28.8% 家庭用22.2% (原案)34.98%			総合平均7.4% 家庭用38.9% (原案)7.4%					

昭和53年2月1日					昭和59年2月1日					平成元年 4月1日	
基本料金	従量料金(1m ³ につき)				基本料金	従量料金(1m ³ につき)					
	第一段	第二段	第三段	第四段		第一段	第二段	第三段	第四段		
8m ³ 以下 400円					8m ³ 以下 580円					料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	
8m ³ 以下 500円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 70円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 80円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 90円	41m ³ 以上 100円	8m ³ 以下 730円	9m ³ 以上 20m ³ 以下 100円	21m ³ 以上 30m ³ 以下 120円	31m ³ 以上 40m ³ 以下 130円	41m ³ 以上 150円		
8m ³ 以下 700円					8m ³ 以下 1,030円						
1,800円					2,800円						
4,000円					6,200円						
7,000円	50m ³ 以下 100円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 110円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 120円	501m ³ 以上 135円	11,000円	50m ³ 以下 150円	51m ³ 以上 100m ³ 以下 160円	101m ³ 以上 500m ³ 以下 180円	501m ³ 以上 210円		
12,000円					19,000円						
25,000円					40,000円						
150m ³ 以下 3,000円					151m ³ 以上 20円						150m ³ 以下 4,000円
1戸につき 6m ³ 以下 200円	基本水量を超える水量 30円			1戸につき 6m ³ 以下 300円	基本水量を超える水量 50円						
1m ³ につき 240円					1m ³ につき 360円						
左 同					左 同						
左 同					左 同						
口径13、20、25mmの基本料金について、各々格差を設けた。 従量料金については、口径13～25mmと、40mm以上の2区画とし、ともに逓増方式を更に強化。					料金体系は、前回は踏襲した。料金水準につき、生活用水と浴場営業用の改定率の緩和を図り、共同住宅料金の適正化を実施。						平成元年 8月1日 以後の支払い料金から適用
左 同					左 同						左 同
総合平均 22.46% 家庭用 17.8% (原案) 22.46%					総合平均 48.67% 家庭用 43.55% (原案) 48.67%					総合平均 3.00%	

災害対策
水循環
環境配慮
広報
下水道料金
組織・機構
水工業道用

災害対策
水循環
環境配慮
広報
下水道料金
組織・機構
水工業道用

実施年月日		平成4年2月1日								平成9年4月1日	
区分		基本料金	従量料金 (1m ³ につき)								
口径別			第一段		第二段		第三段		第四段		
一般用	13mm	10m ³ 以下 1,050円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。
	20mm	10m ³ 以下 1,390円	11~20	135	21~30	160	31~40	185	41以上	220	
	25mm	10m ³ 以下 1,840円									
	40mm	3,850円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	
	50mm	8,350円									
	75mm	14,850円	1~50	220	51~100	240	101~500	260	501以上	290	
	100mm	25,600円									
	150mm	55,000円									
浴場営業用		150m ³ 以下 5,200円	151m ³ 以上		1m ³ につき		55円				
共用給水装置		1戸につき 6m ³ 以下 400円	基本水量を超える水量				1m ³ につき		65円		
一時用			1m ³ につき		525円						
私設消火栓			口径50mm未満演習20分以内1個1回につき						300円		
			口径50mm以上演習20分以内1個1回につき						600円		
連合専用給水装置			1戸につき一般用の料金を適用する。								
備考		<p>料金体系は、前回は踏襲した。但し口径13mm~25mmの基本水量分については、8m³から10m³へ変更した。</p> <p>また、生活用水と浴場営業用については、改定率の緩和を図った。</p> <p>※税抜表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。</p>								平成9年8月1日以後の支払い料金から適用	
料金徴収方法		集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月								左 同	
改定率 (消費税抜き額により算出)		総合平均 45.58%				家庭用 34.74%				総合平均 2.00%	
		(原案) 45.58%									

※ 連合栓給水装置について平成9年度条例改定時に「1戸につき口径13ミリの一般用の料金を適用する」に変更。

実施年月日		平成21年9月1日										
口径別	区分	基本料金	従量料金 (1m ³ につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	945円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円
	20mm	1,302円	1~10	15.75	11~20	141.75	21~30	168	31~40	194.25	41以上	231
	25mm	1,774.5円										
	40mm	4,042.5円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	/	
	50mm	8,767.5円										
	75mm	15,592.5円										
	100mm	26,880円	1~50	231	51~100	252	101~500	273	501以上	304.5		
	150mm	57,750円										
浴場営業用	150m ³ 以下 5,460円	151m ³ 以上		1m ³ につき		57.75円						
一時用		1m ³ につき		551.25円								
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 315円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 630円										
備考		(1) 基本水量制の廃止 (2) 使用開始及び使用廃止時の料金算定方法の改正 (日割計算方式) (3) 水道料金の総額表示 (4) 共用給水装置の用途廃止 (5) 連合専用給水装置の用途廃止 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額 (1円未満の端数切り捨て)										
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率		—										

災害対策
水循環環境配慮
環境配慮
広報
下水道料金
組織・機構
水工業道用

実施年月日		平成26年4月1日										
区分		基本料金	従量料金 (1m ³ につき)									
口径別			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	972円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円
	20mm	1,339.2円	1~10	16.2	11~20	145.8	21~30	172.8	31~40	199.8	41以上	237.6
	25mm	1,825.2円										
	40mm	4,158円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	/	
	50mm	9,018円										
	75mm	16,038円										
	100mm	27,648円	1~50	237.6	51~100	259.2	101~500	280.8	501以上	313.2		
	150mm	59,400円										
浴場営業用	150m ³ 以下 5,616円	151m ³ 以上		1m ³ につき		59.4円						
一時用		1m ³ につき 567円										
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 324円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 648円										
備考		消費税率改定に伴う水道料金等の改定 平成26年8月請求分より適用 ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額（1円未満の端数切り捨て）										
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率		—										

6 共同住宅の料金

(1) 各戸にメーターを設置するもの

各戸ごとに当該メーター口径により算出した額（1円未満は切り捨て）とする。

(2) 各戸にメーターを設置していないもの

当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸毎に水道料金表の一般用メーター口径20mmの規定を適用して算出した額の合計額（1円未満は、切り捨て）とする。

7 量水器

(1) 年度別設置数

(単位：個)

年度 口径	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
13mm	213,704	210,466	208,353	206,187	204,540
20mm	80,189	78,406	77,217	75,836	74,347
25mm	6,732	6,710	6,750	6,850	6,837
40mm	2,041	2,030	2,003	1,976	1,948
50mm	821	801	793	777	776
75mm	315	314	313	311	310
100mm	64	64	64	64	65
150mm	9	9	9	9	9
合計	303,875	298,800	295,502	292,010	288,832

(2) 購入状況

年度 口径	購入数 (個)						購入金額 (千円)					
	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
13mm	14,700	14,724	13,500	17,830	14,100	19,548	24,698	26,756	28,276	34,985	25,673	47,411
20mm	4,516	3,600	4,001	8,000	9,100	6,500	10,547	8,493	11,695	19,554	19,823	20,564
25mm	560	320	403	1,060	641	480	1,720	1,002	1,509	3,226	1,854	1,729
40mm	280	220	220	200	180	200	3,146	2,503	3,119	2,069	1,929	2,499
50mm	119	68	180	90	130	125	6,685	3,820	13,891	5,935	2,484	8,593
75mm	40	4	60	9	60	70	2,982	309	5,733	751	5,009	6,372
100mm	17	0	5	5	12	16	1,838	0	751	599	1,273	1,923
150mm	0	0	2	3	2	1	0	0	664	677	500	237
合計	20,232	18,936	18,371	27,197	24,225	26,940	51,616	42,883	65,638	67,796	58,545	89,328

(3) 量水器出入庫管理状況

(単位：件)

	据付個数	取付		取外し		取替		購入 個数	修理 個数	廃棄 個数
		件数	うち委託	件数	うち委託	件数	うち委託			
平成25年度	303,875	8,137	2,163	4,297	2,788	37,226	36,336	20,234	27,810	10,014
13mm	213,704	5,786	1,571	3,306	2,203	24,023	23,768	14,700	16,950	6,963
20mm	80,189	2,108	559	782	482	11,786	11,681	4,516	10,000	2,487
25mm	6,732	156	29	154	81	875	875	560	640	485
40mm	2,041	56	4	41	21	412	10	281	220	1
50mm	821	23	0	7	0	90	2	120	0	69
75mm	315	8	0	7	1	26	0	40	0	7
100mm	64	0	0	0	0	14	0	17	0	2
150mm	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成24年度	298,800	8,966	2,620	5,734	4,105	37,263	36,175	18,936	28,850	8,693
平成23年度	295,502	8,734	2,677	5,180	3,737	37,723	36,109	18,371	29,850	14,574
平成22年度	292,010	7,704	2,760	5,243	4,038	39,242	38,240	27,197	23,860	27,132
平成21年度	288,832	7,570	2,617	5,924	5,151	38,116	37,570	24,225	22,000	19,376

災害
対策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

水
道
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
用

(4) 隔測メーター設置状況 (単位: 件)

	隔測メーター		無線メーター		電子メーター	
	設置箇所	設置個数	設置箇所	設置個数	設置箇所	設置個数
平成25年度	5	81	1	1	15	34
13mm	1	48	0	0	11	29
20mm	2	24	0	0	1	1
25mm	2	9	0	0	3	4
40mm	0	0	1	1	0	0
50mm	0	0	0	0	0	0
75mm	0	0	0	0	0	0
100mm	0	0	0	0	0	0
150mm	0	0	0	0	0	0
平成24年度	5	138	3	3	15	33
平成23年度	7	163	3	3	20	20
平成22年度	7	164	3	3	21	21
平成21年度	7	167	3	3	22	22

(5) 量水器改良工事施工状況 (単位: 件)

種 別	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
位置変更	1	1	0	1	0
位置上げ	0	3	4	5	0
量水器箱取付	0	0	0	0	0
改造 その他	24	13	1	13	0
合 計	25	17	5	19	0

(6) 量水器使用料改定の変遷

実施年月日	口径区分							
	13mm	20mm	25mm 以上	38mm 以上	50mm 以上	75mm 以上	100mm 以上	150mm 以上
大正13年10月01日	市内30銭 市外45銭	45 銭	60 銭	—	2 円	3 円	4 円	—
昭和02年05月01日	市内無料 市外30銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	4 円
昭和05年07月01日	15 銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	4 円
昭和18年07月01日	20 銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	6 円
昭和21年04月01日	30 銭	70 銭	1 円	1円50銭	3 円	4円50銭	6 円	9 円
昭和22年03月01日	75 銭	1円75銭	2円50銭	3円75銭	7円50銭	11円25銭	15 円	22円50銭
昭和22年06月01日	1円80銭	4円20銭	6 円	9 円	18 円	27 円	36 円	54 円
昭和22年08月01日	5 円	12 円	18 円	27 円	54 円	81 円	110 円	160 円
昭和23年10月01日	10 円	24 円	36 円	54 円	108 円	162 円	220 円	320 円
昭和24年04月01日	13 円	24 円	36 円	54 円	108 円	162 円	220 円	320 円
昭和25年02月01日	20 円	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	450 円
昭和26年12月01日	24 円	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	450 円
昭和28年06月01日	30 円	40 円	50 円	100 円	200 円	300 円	400 円	500 円
昭和33年04月01日	廃 止							

8 下水道使用料改定の変遷

		昭和34年8月	昭和51年10月	昭和59年4月	昭和64年1月	平成元年4月	
水道水による汚水	一般家庭用及び営業用	水道料金の17%	基本使用料8m ³ まで 80円	一般用	基本使用料8m ³ まで 150円	基本使用料 8m ³ まで 300円	同左
			9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円		9m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき20円	9m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき40円	同左
			11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円		11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき25円		
			21m ³ 以上30m ³ まで 1m ³ につき21円		21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき30円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき50円	同左
			31m ³ 以上50m ³ まで 1m ³ につき23円		51m ³ 以上 1m ³ につき25円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき35円	同左
			51m ³ 以上 1m ³ につき25円		51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき35円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき60円	同左
	一般家庭の兼用	水道料金の17%	基本使用料8m ³ まで 80円	9m ³ 以上10m ³ まで 1m ³ につき10円	201m ³ 以上 1m ³ につき40円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき70円	同左
			11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円	11m ³ 以上20m ³ まで 1m ³ につき20円	501m ³ 以上 1m ³ につき80円	同左	
			21m ³ 以上 1m ³ につき5円				
浴公場衆	水道料金の17%	1m ³ につき 5円	浴公場衆	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	同左	
水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき (5人まで) 30円 1人増すごとに5円	1世帯につき 80円	家庭用	1世帯につき 150円	1世帯につき 300円	同左
	営業用	1m ³ につき 3円	1m ³ につき 6円	営業用	2000m ³ まで 1m ³ につき15円	水道水による汚水 一般用と同様	同左
					2001m ³ 以上 5000m ³ まで 1m ³ につき30円		
					5001m ³ 以上 1m ³ につき40円		
浴公場衆	1m ³ につき 2円	1m ³ につき 5円	浴公場衆	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	同左	
消費税等			消費税等			※税抜表示 料金は、上記料 金表の基本料金 と従量料金との 合計額に100 分の103を乗 じて得た額(1円 未満の端数は、 切り捨て)とす る。	
改定率	-	172.00%		68.50%	93.60%	3.00%	

*水道水以外による汚水：井戸水、温泉水など

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

8 下水道使用料改定の変遷

		平成5年6月	平成9年5月	平成13年4月	平成17年11月	平成21年9月
災害対策 水循環 環境配慮 広報	水道水による汚水 一般用	基本使用料 10m ³ まで 400円	基本使用料 10m ³ まで 600円	基本使用料 10m ³ まで 800円	基本使用料 10m ³ まで 990円	基本使用料 850円 1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14円
		11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき50円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき70円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき90円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円	11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき125円
		21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき65円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき90円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき115円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円	21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき165円
		51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき85円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき125円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき165円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円	51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき200円
		201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき100円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき150円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき200円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円	201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき240円
		501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき120円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき185円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき250円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円	501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき280円
		2001m ³ 以上 1m ³ につき140円	2001m ³ 以上 1m ³ につき220円	2001m ³ 以上 1m ³ につき300円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円	2001m ³ 以上 1m ³ につき325円
	浴公衆	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円
水道使用料 組織・機構 水道業 道用	水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき 500円	1世帯につき 1,000円	1世帯につき 1,300円	1世帯につき 1,700円
		営業用	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様
	浴公衆	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 10円	1m ³ につき 12円	1m ³ につき 12円
	消費税等	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金と の合計額に100分の 103を乗じて得た額 (1円未満の端数は、 切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金と の合計額に100分の 105を乗じて得た額 (1円未満の端数は、 切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金と の合計額に100分の 105を乗じて得た額 (1円未満の端数は、 切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金と の合計額	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金と の合計額
		37.33%	44.91%	30.58%	18.54%	-

*水道水以外による汚水：井戸水、温泉水など

平成26年4月	
基本使用料	874.28円
1m ³ 以上 10m ³ まで 1m ³ につき14.39円	
11m ³ 以上 20m ³ まで 1m ³ につき128.57円	
21m ³ 以上 50m ³ まで 1m ³ につき169.71円	
51m ³ 以上 200m ³ まで 1m ³ につき205.71円	
201m ³ 以上 500m ³ まで 1m ³ につき246.85円	
501m ³ 以上 2000m ³ まで 1m ³ につき287.99円	
2001m ³ 以上 1m ³ につき334.28円	
1m ³ につき 12.34円	
(1)メーターが設置してある場合：メーターで計量した使用水量により算定 (2)メーターがない場合：使用人数及び用途に応じた認定水量により算定 (別表1,2により算定)	
水道水による汚水 一般用と同様	
1m ³ につき 12.34円	
※税込表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額	
-	

別表1

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人
人員割認定水量	9m ³	15m ³	20m ³	24m ³	28m ³

※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに4m³を加えた水量。

別表2

使用人数		1人	2人	3人	4人	5人
認定 用途 水量 別 人員	トイレ	2m ³	4m ³	6m ³	7m ³	8m ³
	風呂	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	炊事	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗濯	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗顔その他	1m ³	2m ³	2m ³	2m ³	2m ³

※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに用途に応じ、
トイレ1m³、風呂1m³、炊事1m³、洗濯1m³を加えた水量。

災
害
対
策

水
循
環
環
境
配
慮

広
報

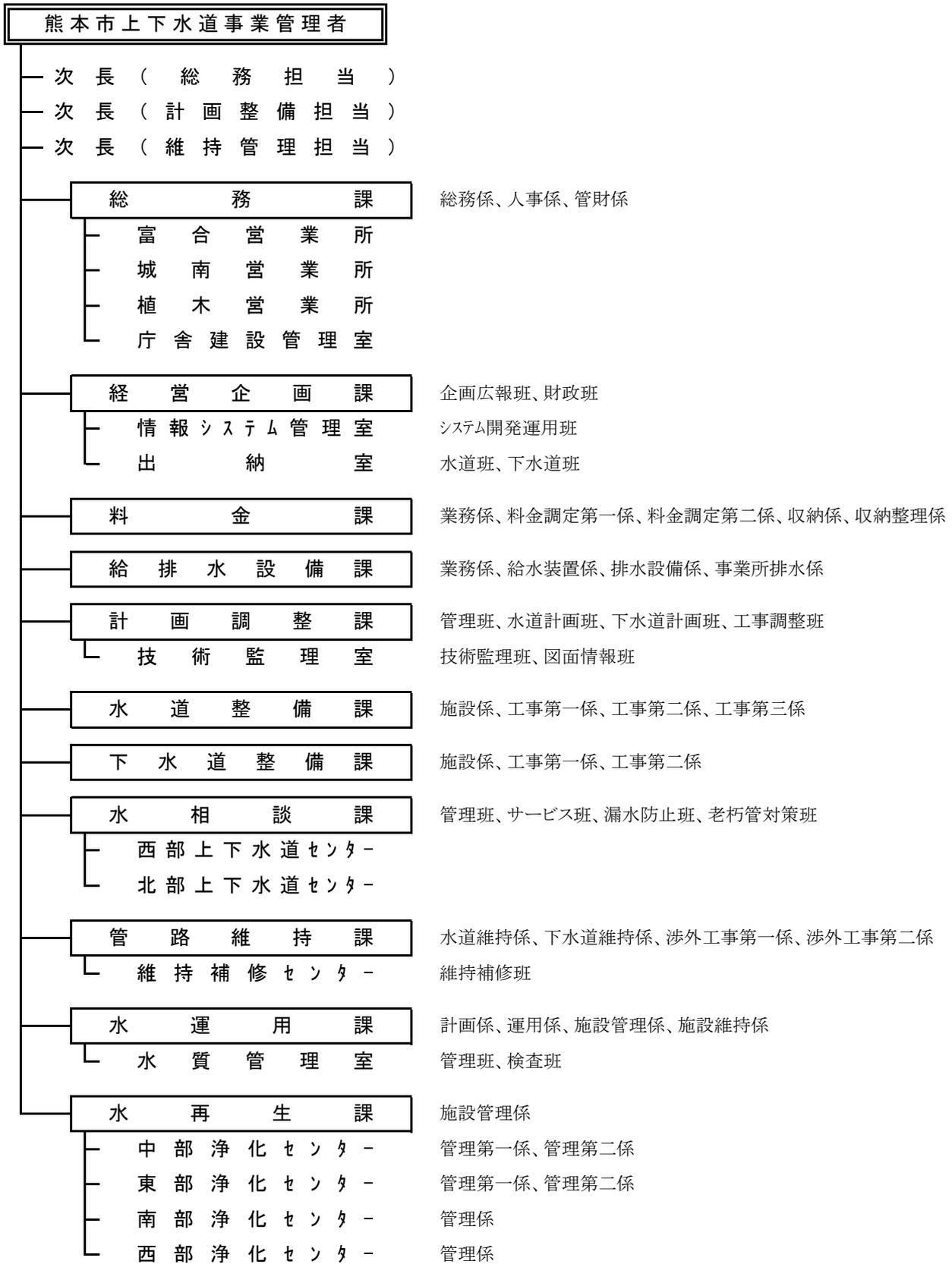
下
水
道
使
用
料
金

組
織
・
機
構

水
工
業
道
用

VI 組織・機構

1 機構図（平成26年3月31日現在）



災害対策

水循環環境配慮

広報

下水道使用料金

組織・機構

水工業用

2 事務分掌（平成26年3月31日現在）

総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- 3 文書の収発及び管理に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 熊本市水道サービス公社及び熊本市下水道技術センターに関すること。
- 6 危機管理及び災害対策に関すること。
- 7 不用品の処分に関すること。
- 8 請負工事等の入札及び契約に関すること。
- 9 組織に関すること。
- 10 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。
- 11 研修に関すること。
- 12 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 13 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 14 局有財産の取得、管理及び処分に関すること（他の課又はかいの所管に属する事務を除く。）。
- 15 庁舎の維持管理に関すること。
- 16 公用車の管理に関すること。
- 17 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。
- 18 富合営業所、城南営業所、植木営業所及び庁舎建設管理室に関すること。

富合営業所

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の還付に関すること。
- 3 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金（以下「受益者負担金等」という。）の収納に関すること。
- 4 貯蔵品の保管に関すること。
- 5 水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 6 水道施設管路、給水装置、下水道管渠施設及び排水設備（以下「水道施設管路等」という。）に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

城南営業所

- 1 水道、工業用水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金等の収納、還付、転居等清算及び滞納整理に関すること。
- 3 工業用水道に係る使用水量の計量及び認定に関すること。
- 4 工業用水道料金に関すること。
- 5 受益者負担金等の収納に関すること。
- 6 貯蔵品の保管に関すること。
- 7 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 8 水道施設管路等、工業用水道施設管路及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

植木営業所

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金等の還付に関すること。
- 3 受益者負担金等の収納に関すること。
- 4 貯蔵品の保管に関すること。
- 5 水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 6 水道施設管路等に係る苦情、相談等の受付及びそれらへの初期対応に関すること。
- 7 受託給水装置工事に伴う加入金に関すること。
- 8 受託給水装置工事費に関すること。

庁舎建設管理室

- 1 新庁舎の建設に関すること。

経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。
- 2 市議会に関すること。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。
- 4 事業統計に関すること。
- 5 広報及び広聴に関すること。
- 6 水の科学館に関すること。
- 7 財政計画に関すること。
- 8 企業債に関すること。
- 9 予算に関すること。

- 10 工業用水道事業に関する事(他の課又は営業所の所管に属する事務を除く。)
- 11 情報化施策の推進及び調整に関する事。
- 12 情報システムの総括に関する事。
- 13 情報システム管理室及び出納室に関する事。

情報システム管理室

- 1 情報システムの構築及び運用に関する事。
- 2 情報システムの開発委託業者との協議及び調整に関する事。

出納室

- 1 決算に関する事。
- 2 支払の審査及び執行に関する事。
- 3 出納預託に関する事。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関する事。
- 5 資金運用及び一時借入金に関する事。
- 6 固定資産に関する事。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。

料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関する事。
- 2 使用水量(水道に係るものに限る。)及び排除汚水量の計量及び認定に関する事。
- 3 水道料金等の調定及び減免に関する事。
- 4 水道料金等の転居等清算に関する事。
- 5 水道料金等の収納に関する事。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関する事。
- 7 水道料金等の滞納整理に関する事。
- 8 水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関する事。
- 9 水道料金等の欠損処分に関する事。
- 10 量水器に関する事。

給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関する事。
- 2 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店に関する事。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関する事。
- 4 受益者負担金等に関する事。
- 5 水洗便所改造資金に関する事。
- 6 排水設備に関する事。
- 7 給水設備の確認に関する事。
- 8 事業所排水に関する事。
- 9 配管図面の交付に関する事。

計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関する事。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関する事。
- 3 配水管布設工事についての要望及び相談に関する事。
- 4 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関する事。
- 5 下水道資源の有効活用に関する事。
- 6 下水道雨水事業の整備に係る調整に関する事。
- 7 技術監理室に関する事。
- 8 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関する事。

技術監理室

- 1 工事の検査に関する事。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関する事。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関する事。
- 4 配管図面の管理及び埋設物調査の受付に関する事。

水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関する事。

下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関する事。
- 2 下水道雨水事業に関する事。

災
害
対
策

水
循
環

環
境
配
慮

広
報

下
水
道
使
用
料
金

組
織
機
構

水
工
業
用
道
用

- 3 私道への下水道布設に関すること。

水相談課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の漏水防止に関すること(植木営業所の所管区域を除く。)
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること(植木営業所の所管区域を除く。)
- 3 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。
- 4 老朽給水管の更新に関すること。
- 5 保安管理及び水防業務の体制に関すること。
- 6 貯蔵品の経理及び保管に関すること。
- 7 西部上下水道センター及び北部上下水道センターに関すること。
- 8 課内、管路維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関すること。

西部上下水道センター及び北部上下水道センター

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金等の還付に関すること。
- 3 貯蔵品の保管及び受払に関すること。
- 4 水道施設管路及び給水管の維持管理に関すること(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 5 水道施設管路及び給水管の漏水防止に関すること(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 6 給水装置に係る苦情、相談等の受付及びそれらへの対応に関すること(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 7 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

管路維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関すること(植木営業所の所管区域を除く。)
- 2 貯蔵品の受払に関すること。
- 3 下水道管渠施設の維持管理に関すること。
- 4 下水道台帳に関すること。
- 5 水道施設管路、工業用水道施設管路、下水道管渠施設及び給水管の移設の渉外に関すること。
- 6 維持補修センターに関すること。

維持補修センター

- 1 下水道管渠施設の維持管理作業に関すること。
- 2 貯蔵品の保管に関すること。

水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関すること。
- 2 水源地、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関すること。
- 3 塩素滅菌に関すること。
- 4 配水系統及び水圧の管理に関すること。
- 5 地下水障害に関すること。
- 6 水質管理室に関すること。

水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関すること。

水再生課

- 1 マンホールポンプ及び浄化センターに属さないポンプ場等の管理に関すること。
 - 2 下水道の水質に関する業務の統括に関すること。
 - 3 浄化センターに関すること。
- #### 中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター及び西部浄化センター
- 1 公共下水の終末処理に関すること。
 - 2 し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること(中部浄化センター及び東部浄化センターに限る。)
 - 3 各浄化センターの管理に関すること。
 - 4 ポンプ場の管理に関すること。
 - 5 放流水の水質に関すること。
 - 6 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関すること。
 - 7 下水道に係る水質の調査及び研究に関すること。
 - 8 下水汚泥固形燃料化施設に関すること(南部浄化センターに限る。)
 - 9 伏越施設の管理に関すること(西部浄化センターに限る。)

災害対策
水循環
環境配慮
広報
下水道使用料金
組織・機構
水工業道用

3 職員数及び配置

(H26. 3. 31現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計
	事務職	技術職	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			
				事務職	技術職	合計				事務職	技術職	合計	
上下水道局長	1	1	2	1	1	2	0	1	1	0	0	0	3
総務課	23	2	25	23	1	24	7	1	8	7	0	7	33
総務係	8		8	8		8	2		2	2		2	10
人事係	3		3	3		3	1		1	1		1	4
管財係	3		3	3		3	1		1	1		1	4
富合営業所	2		2	2		2	1		1	1		1	3
城南営業所	3		3	3		3	1		1	1		1	4
植木営業所	3		3	3		3	1		1	1		1	4
庁舎建設管理室	1	2	3	1	1	2		1	1			0	4
経営企画課	16	0	16	16	0	16	7	1	8	7	1	8	24
企画広報班	8		8	8		8	1		1	2		2	9
財政班	2		2	2		2	2		2	1		1	4
情報システム管理室	3	0	3	3	0	3	1	1	2	1	1	2	5
システム開発運用班	3		3	3		3	1	1	2	1	1	2	5
出納室	3	0	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	6
水道班	3		3	3		3	1		1	1		1	4
下水道班			0			0	2		2	2		2	2
料金課	29	0	29	29	0	29	16	0	16	16	0	16	45
業務係	9		9	9		9	1		1	1		1	10
料金調定第一係	15		15	15		15			0	7	7	7	7
料金調定第二係			0			0	7		7	7		7	7
収納係			0			0	8		8	8		8	8
収納整理係	5		5	5		5			0	0		0	5
給排水設備課	14	7	21	14	7	21	8	4	12	8	4	12	33
業務係	5	2	7	5	2	7	1	2	3	1	2	3	10
給水装置係	9	5	14	9	5	14			0	0		0	14
排水設備係			0			0	7		7	7		7	7
事業所排水係			0			0		2	2		2	2	2
計画調整課	7	14	21	3	7	10	2	13	15	0	0	0	36
管理班	4	3	7	1		1	2	1	3			0	10
水道計画班	1	4	5			0			0			0	5
下水道計画班			0			0		6	6			0	6
工事調整班			0			0		6	6			0	6
技術監理室	2	7	9	2	7	9	0	0	0	0	0	0	9
技術監理班		3	3		3	3			0			0	3
図面情報班	2	4	6	2	4	6			0			0	6
水道整備課	0	36	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
施設係		14	14			0			0			0	14
工事第一係		8	8			0			0			0	8
工事第二係		8	8			0			0			0	8
工事第三係		6	6			0			0			0	6
下水道整備課	0	0	0	0	0	0	0	28	28	0	0	0	28
施設係			0			0		11	11			0	11
工事第一係			0			0		8	8			0	8
工事第二係			0			0		9	9			0	9
水相談課	20	15	35	20	15	35	4	1	5	4	1	5	40
管理班	6	2	8	6	2	8	2	1	3	2	1	3	11
サービス班	5		5	5		5			0			0	5
漏水防止班	2	5	7	3	4	7			0			0	7
老朽管対策班	3	1	4	2	2	4			0			0	4
西部上下水道センター	3	3	6	3	3	6	1		1	1		1	7
北部上下水道センター	1	4	5	1	4	5	1		1	1		1	6
管路維持課	2	24	26	2	24	26	1	23	24	1	23	24	50
水道維持係	1	11	12	1	11	12		1	1		1	1	13
下水道維持係			0			0	1	5	6	1	5	6	6
渉外工事第一係	1	6	7	1	6	7			0			0	7
渉外工事第二係		7	7		7	7			0			0	7
維持補修センター			0			0		17	17		17	17	17
維持補修班			0			0		17	17		17	17	17
水運用課	2	56	58	2	56	58	0	0	0	0	0	0	58
計画係		11	11		11	11			0			0	11
運用係	2	16	18	2	16	18			0			0	18
施設管理係		7	7		7	7			0			0	7
施設維持係		13	13		13	13			0			0	13
水質管理室	0	9	9	0	9	9	0	0	0	0	0	0	9
管理班		4	4		4	4			0			0	4
検査班		5	5		5	5			0			0	5
水再生課	0	0	0	0	0	0	0	57	57	0	57	57	57
施設管理係			0			0		9	9		9	9	9
中部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	33	33	0	33	33	33
管理第一係			0			0		26	26		26	26	26
管理第二係			0			0		7	7		7	7	7
東部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	7	7	7
管理係			0			0		7	7		7	7	7
南部浄化センター			0			0		5	5		5	5	5
管理係			0			0		5	5		5	5	5
西部浄化センター			0			0		3	3		3	3	3
管理係			0			0		3	3		3	3	3
合計	114	155	269	110	111	221	45	129	174	43	86	129	443

*管理者及び再任用(27人)は除く。課長補佐以上は、それぞれの筆頭係に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

災害対策
水循環環境配慮
広報
水道使用料金
組織・機構
水工業用

4 勤続年数別職員構成

(平成26年3月31日現在)

年数別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
1年未満	1	0.6	3	1.1	4	0.9
1年以上～3年未満	0	0.0	23	8.1	23	5.2
3年以上～5年未満	4	2.5	9	3.2	13	2.9
5年以上～10年未満	11	6.9	9	3.2	20	4.5
10年以上～15年未満	11	6.9	10	3.5	21	4.7
15年以上～20年未満	23	14.5	20	7.0	43	9.7
20年以上～25年未満	25	15.7	59	20.8	84	19.0
25年以上～30年未満	41	25.8	38	13.4	79	17.8
30年以上～35年未満	32	20.1	74	26.1	106	23.9
35年以上	11	6.9	39	13.7	50	11.2
計	159	100.0	284	100.0	443	100.0
平均年数	23年2月		23年9月		23年6月	

- * 管理者及び再任用職員(27人)を除く。
- * 業務職員は技術職員に含む。

5 年齢別職員構成

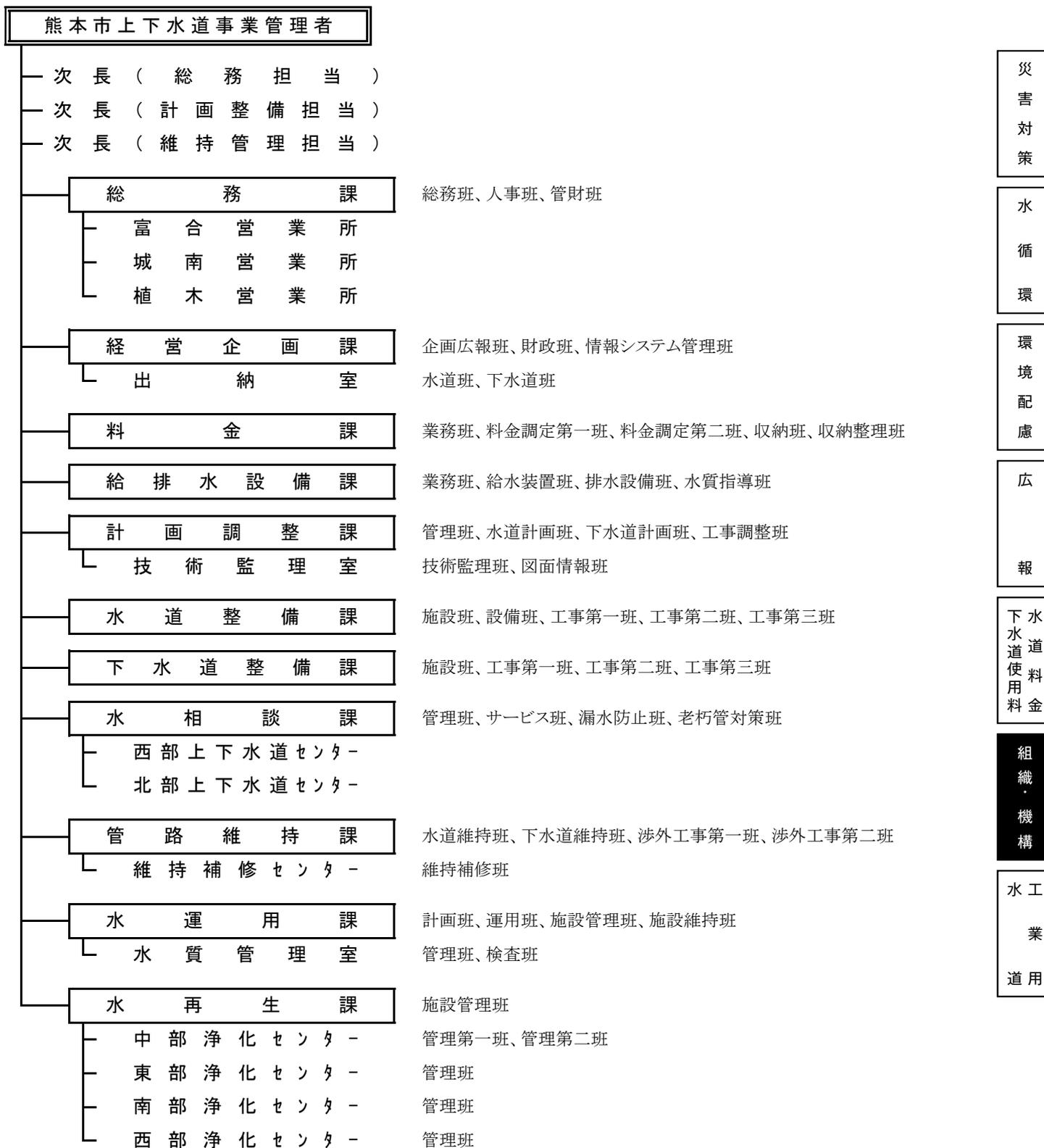
(平成26年3月31日現在)

年齢別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
20歳未満	0	0.0	1	0.4	1	0.2
20歳以上～25歳未満	1	0.6	10	3.5	11	2.5
25歳以上～30歳未満	7	4.4	27	9.5	34	7.7
30歳以上～35歳未満	14	8.8	11	3.9	25	5.6
35歳以上～40歳未満	13	8.2	13	4.6	26	5.9
40歳以上～45歳未満	24	15.1	39	13.7	63	14.2
45歳以上～50歳未満	29	18.2	41	14.4	70	15.8
50歳以上～55歳未満	48	30.2	52	18.3	100	22.6
55歳以上～60歳未満	22	13.7	75	26.5	97	21.8
60歳以上	1	0.6	15	5.3	16	3.6
計	159	100.0	284	100.0	443	100.0
平均年齢	46歳3月		46歳10月		46歳8月	

- * 管理者及び再任用職員(27人)を除く。
- * 業務職員は技術職員に含む。

(参考資料) 平成26年度の組織・機構

1 機構図 (平成26年4月1日現在)



2 事務分掌（平成26年4月1日現在）

総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- 3 文書の収発及び管理に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 熊本市水道サービス公社及び熊本市下水道技術センターに関すること。
- 6 危機管理及び災害対策に関すること。
- 7 不用品の処分に関すること。
- 8 請負工事等の入札及び契約に関すること。
- 9 組織に関すること。
- 10 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。
- 11 研修に関すること。
- 12 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 13 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 14 局有財産の取得、管理及び処分に関すること（他の課又はかいの所管に属する事務を除く。）。
- 15 庁舎の維持管理に関すること（他の課又はかいの所管に属する事務を除く。）。
- 16 公用車の管理に関すること。
- 17 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。
- 18 富合営業所、城南営業所及び植木営業所に関すること。

富合営業所

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の還付に関すること。
- 3 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金（以下「受益者負担金等」という。）の収納に関すること。
- 4 貯蔵品の保管に関すること。
- 5 水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 6 水道施設管路、給水装置、下水道管渠施設及び排水設備（以下「水道施設管路等」という。）に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

城南営業所

- 1 水道、工業用水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金等の収納、還付、転居等清算及び滞納整理に関すること。
- 3 工業用水道に係る使用水量の計量及び認定に関すること。
- 4 工業用水道料金に関すること。
- 5 受益者負担金等の収納に関すること。
- 6 貯蔵品の保管に関すること。
- 7 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 8 水道施設管路等、工業用水道施設管路及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

植木営業所

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 水道料金等の還付に関すること。
- 3 受益者負担金等の収納に関すること。
- 4 貯蔵品の保管に関すること。
- 5 水道施設及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関すること。
- 6 水道施設管路等に係る苦情、相談等の受付及びそれらへの初期対応に関すること。
- 7 受託給水装置工事に伴う加入金に関すること。
- 8 受託給水装置工事費に関すること。

経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。
- 2 市議会に関すること。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。
- 4 事業統計に関すること。
- 5 広報及び広聴に関すること。
- 6 水の科学館に関すること。
- 7 財政計画に関すること。
- 8 企業債に関すること。
- 9 予算に関すること。
- 10 工業用水道事業に関すること（他の課又は営業所の所管に属する事務を除く。）。
- 11 情報化施策の推進及び調整に関すること。

災害対策
水循環
環境配慮
広報
下水道使用料金
組織・機構
水工業用道

- 12 情報システムの総括に関すること。
- 13 情報システム管理室及び出納室に関すること。

出納室

- 1 決算に関すること。
- 2 支払の審査及び執行に関すること。
- 3 出納預託に関すること。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。
- 5 資金運用及び一時借入金に関すること。
- 6 固定資産に関すること。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 使用水量(水道に係るものに限る。)及び排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- 3 水道料金等の調定及び減免に関すること。
- 4 水道料金等の転居等清算に関すること。
- 5 水道料金等の収納に関すること。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関すること。
- 7 水道料金等の滞納整理に関すること。
- 8 水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること。
- 9 水道料金等の欠損処分に関すること。
- 10 量水器に関すること。

給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関すること。
- 2 指定給水装置工事業業者及び排水設備指定工事店に関すること。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関すること。
- 4 受益者負担金等に関すること。
- 5 水洗便所改造資金に関すること。
- 6 排水設備に関すること。
- 7 給水設備の確認に関すること。
- 8 事業所排水の水質指導に関すること。
- 9 配管図面の交付に関すること。

計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関すること。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- 3 配水管布設工事についての要望及び相談に関すること。
- 4 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関すること。
- 5 下水道資源の有効活用に関すること。
- 6 下水道雨水事業の整備に係る調整に関すること。
- 7 技術監理室に関すること。
- 8 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関すること。

技術監理室

- 1 工事の検査に関すること。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関すること。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関すること。
- 4 配管図面の管理及び埋設物調査の受付に関すること。

水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関すること。

下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関すること。
- 2 下水道雨水事業に関すること。
- 3 私道への下水道布設に関すること。

水相談課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の漏水防止に関すること(植木営業所の所管区域を除く。)
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関すること(植木営業所の所管区域を除く。)
- 3 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関すること。

- 4 老朽給水管の更新に関する事。
- 5 保安管理及び水防業務の体制に関する事。
- 6 貯蔵品の経理及び保管に関する事。
- 7 西部上下水道センター及び北部上下水道センターに関する事。
- 8 課内、管路維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関する事。

西部上下水道センター及び北部上下水道センター

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関する事。
- 2 水道料金等の還付に関する事。
- 3 貯蔵品の保管及び受払に関する事。
- 4 水道施設管路及び給水管の維持管理に関する事(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 5 水道施設管路及び給水管の漏水防止に関する事(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 6 給水装置に係る苦情、相談等の受付及びそれらへの対応に関する事(北部上下水道センターに限り、植木営業所の所管区域を含む。)
- 7 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関する事。

管路維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関する事(植木営業所の所管区域を除く。)
- 2 貯蔵品の受払に関する事。
- 3 下水道管渠施設の維持管理に関する事。
- 4 下水道台帳に関する事。
- 5 水防業務の統括に関する事。
- 6 水道施設管路、工業用水道施設管路、下水道管渠施設及び給水管の移設の渉外に関する事。
- 7 維持補修センターに関する事。

維持補修センター

- 1 下水道管渠施設の維持管理作業に関する事。
- 2 貯蔵品の保管に関する事。

水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関する事。
- 2 水源地、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関する事。
- 3 塩素滅菌に関する事。
- 4 配水系統及び水圧の管理に関する事。
- 5 地下水障害に関する事。
- 6 水質管理室に関する事。

水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関する事。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関する事。

水再生課

- 1 マンホールポンプ及び浄化センターに属さないポンプ場等の管理に関する事。
- 2 下水道の水質に関する業務の統括に関する事。
- 3 浄化センターに関する事。

中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター及び西部浄化センター

- 1 公共下水の終末処理に関する事。
- 2 し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事(中部浄化センター及び東部浄化センターに限る。)
- 3 各浄化センターの管理に関する事。
- 4 ポンプ場の管理に関する事。
- 5 放流水の水質に関する事。
- 6 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関する事。
- 7 下水道に係る水質の調査及び研究に関する事。
- 8 下水汚泥固形燃料化施設に関する事(南部浄化センターに限る。)
- 9 伏越施設の管理に関する事(西部浄化センターに限る。)

災害対策
水循環
環境配慮
広報

下水道使用料

組織機構

水道業

3 職員数及び配置

(H26. 4. 1現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計
	事務職	技術職	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			
				事務職	技術職	合計				事務職	技術職	合計	
上下水道局長	1	1	2	1	1	2	0	1	1	0	0	0	3
総務課	22	0	22	22	0	22	7	0	7	7	0	7	29
総務班	8		8	8		8	2		2	2		2	10
人事班	3		3	3		3	1		1	1		1	4
管財班	3		3	3		3	1		1	1		1	4
富合営業所	2		2	2		2	1		1	1		1	3
城南営業所	3		3	3		3	1		1	1		1	4
植木営業所	3		3	3		3	1		1	1		1	4
経営企画課	14	0	14	14	0	14	7	1	8	7	1	8	22
企画広報班	7		7	7		7	2		2	2		2	9
財政班	2		2	2		2	2		2	2		2	4
情報システム管理班	2		2	2		2	1	1	2	1	1	2	4
出納室	3	0	3	3	0	3	2	0	2	2	0	2	5
水道班	3		3	3		3			0			0	3
下水道班			0			0	2		2	2		2	2
料金課	29	0	29	29	0	29	18	0	18	18	0	18	47
業務班	9		9	9		9	1		1	1		1	10
料金調定第一班	15		15	15		15			0			0	15
料金調定第二班			0			0	8		8	8		8	8
収納班			0			0	9		9	9		9	9
収納整理班	5		5	5		5			0			0	5
給排水設備課	17	6	23	17	6	23	8	3	11	8	3	11	34
業務班	6	2	8	6	2	8		1	1		1	1	9
給水装置班	11	4	15	11	4	15			0			0	15
排水設備班			0			0	7		7	7		7	7
水質指導班			0			0	1	2	3	1	2	3	3
計画調整課	7	12	19	4	6	10	2	12	14	0	0	0	33
管理班	4	1	5	1		1	2	1	3				8
水道計画班		5	5			0			0				5
下水道計画班			0			0			6				6
工事調整班			0			0		5	5				5
技術監理室	3	6	9	3	6	9	0	0	0	0	0	0	9
技術監理班		3	3		3	3			0				3
図面情報班	3	3	6	3	3	6			0				6
水道整備課	0	34	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
施設班		7	7			0			0				7
設備班		5	5			0			0				5
工事第一班		8	8			0			0				8
工事第二班		8	8			0			0				8
工事第三班		6	6			0			0				6
下水道整備課	0	0	0	0	0	0	0	29	29	0	0	0	29
施設班			0			0		12	12				12
工事第一班			0			0		6	6				6
工事第二班			0			0		6	6				6
工事第三班			0			0		5	5				5
水相談課	19	16	35	19	16	35	4	1	5	4	1	5	40
管理班	6	2	8	6	2	8	2	1	3	2	1	3	11
サービス班	3	1	4	3	1	4			0				4
漏水防止班	2	5	7	2	5	7			0				7
老朽管対策班	3	2	5	3	2	5			0				5
西部上下水道センター	3	3	6	3	3	6	1		1	1		1	7
北部上下水道センター	2	3	5	2	3	5	1		1	1		1	6
管路維持課	2	23	25	2	23	25	1	27	28	1	27	28	53
水道維持班	2	10	12	2	10	12		1	1		1	1	13
下水道維持班			0			0	1	8	9	1	8	9	9
渉外工事第一班		7	7		7	7			0				7
渉外工事第二班		6	6		6	6			0				6
維持補修センター			0			0		18	18		18	18	18
維持補修班			0			0		18	18		18	18	18
水運用課	1	47	48	1	47	48	0	0	0	0	0	0	48
計画班		9	9		9	9			0				9
運用班	1		1	1		1			0				1
施設管理班		16	16		16	16			0				16
施設維持班		15	15		15	15			0				15
水質管理室	0	7	7	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7
管理班		3	3		3	3			0				3
検査班		4	4		4	4			0				4
水再生課	0	0	0	0	0	0	0	58	58	0	58	58	58
施設管理班			0			0		9	9		9	9	9
中部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	33	33	0	33	33	33
管理第一班			0			0		26	26		26	26	26
管理第二班			0			0		7	7		7	7	7
東部浄化センター	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	7	7	7
管理班			0			0		7	7		7	7	7
南部浄化センター			0			0		6	6		6	6	6
管理班			0			0		6	6		6	6	6
西部浄化センター			0			0		3	3		3	3	3
管理班			0			0		3	3		3	3	3
合計	112	139	251	109	99	208	47	132	179	45	90	135	430

*管理者及び再任用(39人)は除く。課長補佐以上は、それぞれの筆頭班に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

災害対策
水循環環境配慮
広報
下水道使用料金
組織機構
水工業用

4 勤続年数別職員構成

(平成26年4月1日現在)

年数別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
1年未満	3	1.9	6	2.2	9	2.1
1年以上～3年未満	1	0.6	13	4.8	14	3.3
3年以上～5年未満	4	2.5	18	6.6	22	5.1
5年以上～10年未満	8	5.0	14	5.2	22	5.1
10年以上～15年未満	13	8.2	10	3.7	23	5.3
15年以上～20年未満	18	11.3	12	4.4	30	7.0
20年以上～25年未満	32	20.1	54	19.9	86	20.0
25年以上～30年未満	33	20.8	35	12.9	68	15.8
30年以上～35年未満	36	22.6	66	24.4	102	23.7
35年以上	11	6.9	43	15.9	54	12.5
計	159	100.0	271	100.0	430	100.0
平均年数	23年4月		23年5月		23年4月	

- * 管理者及び再任用職員(39人)を除く。
- * 業務職員は技術職員に含む。

5 年齢別職員構成

(平成26年4月1日現在)

年齢別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
20歳未満	0	0.0	1	0.4	1	0.2
20歳以上～25歳未満	2	1.3	14	5.2	16	3.7
25歳以上～30歳未満	6	3.8	30	11.1	36	8.4
30歳以上～35歳未満	15	9.4	11	4.1	26	6.0
35歳以上～40歳未満	13	8.2	13	4.8	26	6.0
40歳以上～45歳未満	29	18.2	37	13.7	66	15.3
45歳以上～50歳未満	27	17.0	39	14.4	66	15.3
50歳以上～55歳未満	46	28.9	49	18.1	95	22.1
55歳以上～60歳未満	21	13.1	77	28.5	98	22.7
60歳以上		0.0		0.0	0	0.0
計	159	100.0	271	100.0	430	100.0
平均年齢	45歳8月		45歳7月		45歳7月	

- * 管理者及び再任用職員(39人)を除く。
- * 業務職員は技術職員に含む。